

平成30年9月28日提出

平成30年9月市議会定例会

説明書・参考

島 田 市

説 明 書

議案第66号 島田市手数料条例の一部を改正する条例について

平成30年9月に公布された「建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の施行に伴い、接道規制の適用除外となる建築物に係る認定申請の審査の手数料を新たに設定する必要性が生じたため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第66号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市手数料条例

新 条 文

(免除)

第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。

(1)

ㄱ 省略

(3)

(4) 官公署からの請求によるもの（別表44の項から47の項まで、57の項及び58の項に規定する手数料を除く。）

(5)

ㄱ 省略

(7)

別表（第2条関係）

番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額
省略					
47	省略				
48	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料			申請1件につき 27,000円
49	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料			申請1件につき 120,000円
50 ㄱ 62	省略				
63	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料		省略	

対 照 表

旧 条 文					
<p>(免除)</p> <p>第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。</p> <p>(1)) 省略</p> <p>(3)</p> <p>(4) 官公署からの請求によるもの（別表44の項から47の項まで、<u>54の項及び55の項</u>に規定する手数料を除く。）</p> <p>(5)) 省略</p> <p>(7)</p> <p>別表（第2条関係）</p>					
番号	手数料を徴収する事務	名称	種類	区分	金額
省略					
47	省略				
<u>48</u>	建築基準法第85条第4項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料			申請1件につき 120,000円
<u>49</u>) <u>61</u>	省略				
<u>62</u>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料		省略	

	第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査		一戸建ての住宅以外の住宅	省略		
				住宅部分及び共用部分以外の部分	省略	
					適合証を添付しない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から65の項までにおいて「省令」という。）第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき	省略
					省略	
省略						
64 ～ 89	省略					
備考 1						

	第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査		一戸建ての住宅以外の住宅	省略		
			住宅部分及び共用部分以外の部分	省略		
				適合証を添付しない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から第64項までにおいて「省令」という。）第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行うとき	省略	
				省略		
			省略			
<u>63</u> ） <u>88</u>	省略					
備考 1						

） 省略

3

- 4 59の項の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により申し出る場合は、59の項に規定する手数料のほか、44の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
- 5 60の項の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により申し出る場合は、60の項に規定する手数料のほか、44の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
- 6 61の項の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により申し出る場合は、61の項に規定する手数料のほか、44の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
- 7 62の項の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定により申し出る場合は、62の項に規定する手数料のほか、44の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
- 8 61の項の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び62の項の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 一戸建ての住宅以外の住宅の全体の認定の申請をする場合（当該住宅の全体の認定の申請に加え、住戸部分の認定の申請を同時に行う場合を含む。）の手数料の額は、それぞれ、住戸部分、共用部分並びに住居部分及び共用部分以外の部分に係る手数料の額を合算した額とする。
- 9 63の項の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により申し出る場合は、63の項に規定する手数料のほか、44の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
- 10 64の項の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合は、64の項に規定する手数料のほか、44の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
- 11 68の項の屋外広告物許可申請手数料 次に掲げるとおりとする。
 - (1) 2年を超えて広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする場合における手数料の額は、この表に掲げる額に100分の150を乗じて得た額とする。
 - (2) 静岡県屋外広告物条例第13条第1項の許可を受けようとする場合における手数料の額は、この表に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

） 省略

3

- 4 58の項の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により申し出る場合は、58の項に規定する手数料のほか、44の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
- 5 59の項の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により申し出る場合は、59の項に規定する手数料のほか、44の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
- 6 60の項の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により申し出る場合は、60の項に規定する手数料のほか、44の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
- 7 61の項の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定により申し出る場合は、61の項に規定する手数料のほか、44の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
- 8 60の項の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び61の項の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 一戸建ての住宅以外の住宅の全体の認定の申請をする場合（当該住宅の全体の認定の申請に加え、住戸部分の認定の申請を同時に行う場合を含む。）の手数料の額は、それぞれ、住戸部分、共用部分並びに住居部分及び共用部分以外の部分に係る手数料の額を合算した額とする。
- 9 62の項の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により申し出る場合は、62の項に規定する手数料のほか、44の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
- 10 63の項の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合は、63の項に規定する手数料のほか、44の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の金額の欄に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。
- 11 67の項の屋外広告物許可申請手数料 次に掲げるとおりとする。
 - (1) 2年を超えて広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする場合における手数料の額は、この表に掲げる額に100分の150を乗じて得た額とする。
 - (2) 静岡県屋外広告物条例第13条第1項の許可を受けようとする場合における手数料の額は、この表に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。